

軽自動車税の減免対象と 手続方法が変わります



変更前
①身体障害者手帳等をお持ちの方で、歩行が困難な方
②身体障害者手帳等をお持ちの方が本人が所有する軽自動車等
③毎年申請が必要



変更後
①障がいの程度に関係なく、身体障害者手帳等をお持ちの方
②身体障害者手帳等をお持ちの方またはその方と生計を同じくする方が所有する軽自動車等
③申請内容に変更がない場合は、申請不要

※ここでいう身体障害者手帳等とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のことです。

②身体障害者手帳等をお持ちの方、身体障害者手帳等をお持ちの方と生計を同じくする方、身体障害者手帳等をお持ちの方を常時介護されている方(※)のいずれかが運転していること
※車両所有者の世帯が、身体障害者手帳等をお持ちの方のみで構成されている場合に限りません。

①身体障害者手帳等をお持ちの方または身体障害者手帳等をお持ちの方と生計を同じくする方が所有していること
①身体障害者手帳等をお持ちの方(身体障害者手帳等をお持ちの方1人につき1台)

障がいをお持ちの方々の社会参加を促進するため、平成25年4月から、軽自動車税の減免対象を拡大します。
なお、前年度に軽自動車税の減免を受けた方に対して、案内文書を3月中旬にお送りします。変更がない場合は、申請は不要です。
減免対象
次の要件を両方満たす車両(身体障害者手帳等をお持ちの方1人につき1台)

②身体障害者手帳等をお持ちの方、身体障害者手帳等をお持ちの方と生計を同じくする方、身体障害者手帳等をお持ちの方を常時介護されている方(※)のいずれかが運転していること
※車両所有者の世帯が、身体障害者手帳等をお持ちの方のみで構成されている場合に限りません。
申請期限
5月24日(金)
その他
普通自動車で減免を受けられている方は、軽自動車税の減免は受けられません。
申請・問い合わせ
総務部税務課(社庁舎)
☎43・0396

①軽自動車税減免申請書
②身体障害者手帳等の写し
③自動車車検証の写し
④印鑑
※申請書は、税務課および各庁舎窓口センターにあるほか、市ホームページからダウンロードすることもできます。

【構造に對する減免(コエン)】
身体障がい者等の利用に供するための軽自動車等(車いす移動車、身体障がい者輸送車、入浴車である特殊用途自動車として登録された軽自動車等)は、あなたが所有されている場合でも、申請により減免の対象となります。
必要書類

市ホームページに「伝の助通信」が登場

～イベントへの参加スケジュールも掲載～

愛らしいキャラクターで大人気の市マスコットキャラクター「加東伝の助」。「伝の助通信」には、伝の助の紹介やテーマソングのほか、これから参加するイベントも掲載しています。

「伝の助と出会ってみたいな」「一緒に写真を撮りたいな」という場合は、ページをご覧ください。伝の助も、みなさまと出会うことを楽しみにしています。

ページへの進み方

市ホームページのトップページ左上にある「伝の助通信」からお進みください。

掲載内容

伝の助の紹介、テーマソング、スケジュール、着ぐるみの貸出、デザインの使用
問い合わせ 企画部企画政策課(社庁舎)
☎43-0388

